

経 済 産 業 省

20210112貿局第2号
輸出注意事項2021第1号
輸入注意事項2021第1号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年1月15日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」等の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、令和3年1月17日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）

改正後	現行
<p>1 定義</p> <p>(1) この通達において、「特定手続等」とは、次の手続とする。</p> <p>① 法第48条第1項の規定による許可の申請、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第2条第1項の規定による承認（同項第二号に係るものを除く。）の申請及び同令第8条第2項の規定による有効期間の延長の申請（<u>19</u>に掲げる手続を除く。）</p> <p>② 輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号。以下「輸入令」という。）第4条第1項の規定による承認の申請、同条第2項に規定する手続、第5条第2項の規定による有効期間の延長の申請、第9条第1項の規定による輸入割当て及び確認の申請（<u>19</u>に掲げる手続を除く。）</p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第5条の規定による輸出移動書類の交付の申請及び第9条の規定による輸入移動書類の交付の申請</u></p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 輸入承認、輸入割当て及び事前確認に係る電子申請の手続</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 事前確認に係る電子申請</p> <p>① 輸入令第4条第1項又は第9条第1項の規定による承認又は割当ての電子申請の受付及び承認又は割当事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する事務の区分により、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、本省貿易経済協力局貿易管理部<u>農水産室</u>、本省貿易経済協力局貿易管理部<u>野生動物貿易審査室</u>又は本省製造産業局化学物質管理課が行う。</p> <p>②～⑨ （略）</p> <p>(3) 電子承認・割当・確認情報の内容の訂正の申請</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>⑥ 輸入規則第2条の2第5項の規定により交付された電子申請に係る輸入承認証又は輸入割当証明書の内容の訂正については、輸入割当ての内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第18号）、輸入承認の内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第21</p>	<p>1 定義</p> <p>(1) この通達において、「特定手続等」とは、次の手続とする。</p> <p>① 法第48条第1項の規定による許可の申請、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第2条第1項の規定による承認（同項第二号に係るものを除く。）の申請及び同令第8条第2項の規定による有効期間の延長の申請（<u>18</u>に掲げる手続を除く。）</p> <p>② 輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号。以下「輸入令」という。）第4条第1項の規定による承認の申請、同条第2項に規定する手続、第5条第2項の規定による有効期間の延長の申請、第9条第1項の規定による輸入割当て及び確認の申請（<u>18</u>に掲げる手続を除く。）</p> <p>③ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 輸入承認、輸入割当て及び事前確認に係る電子申請の手続</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 事前確認に係る電子申請</p> <p>① 輸入令第4条第1項又は第9条第1項の規定による承認又は割当ての電子申請の受付及び承認又は割当事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する事務の区分により、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、本省貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易審査課農水産室</u>又は本省貿易経済協力局<u>貿易管理部貿易審査課野生動物貿易審査室</u>が行う。</p> <p>②～⑨ （略）</p> <p>(3) 電子承認・割当・確認情報の内容の訂正の申請</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>⑥ 輸入規則第2条の2第5項の規定により交付された電子申請に係る輸入承認証又は輸入割当証明書の内容の訂正については、輸入割当ての内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第18号）、輸入承</p>

号)又は輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について(平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号)に定めるところによるものとし、16(2)①の規定により交付された電子申請に係る確認書の内容の訂正又は変更は、原則として、できないものとする。

7 (略)

8 一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可に係る電子申請の手続

(1)～(3) (略)

(4) 電子包括許可情報の変更の申請

① (略)

② 申請者本人又は代理者は、包括原許可情報の内容の変更の申請(以下「電子包括許可情報の変更申請」という。)をしようとするときは、包括原許可情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る変更可能な項目のうち変更が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。当該変更の電子申請の取扱いは、一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可の申請の種類に応じ(1)、(2)又は(3)に規定するところに準ずるものとする。ただし、18(1)の規定により分割交付された一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可証、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可証、特定包括輸出許可証又は特定包括輸出・役務取引許可証(以下「分割許可証」という。)を有する場合にあっては分割許可証の写しを当該電子申請の受付窓口提出若しくは分割許可証に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(略)

9 (略)

10 輸出許可条件又は役務取引許可条件の履行報告

(1) 履行報告に関する電子申請の受付事務は、当該輸出許可又は役務取引許可の許可事務を行った経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。

(2)～(4) (略)

(5) 削る

認の内容変更について(平成12年3月31日付け輸入注意事項12第21号)又は輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について(平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号)に定めるところによるものとし、15(2)①の規定により交付された電子申請に係る確認書の内容の訂正又は変更は、原則として、できないものとする。

7 (略)

8 一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可に係る電子申請の手続

(1)～(3) (略)

(4) 電子包括許可情報の変更の申請

① (略)

② 申請者本人又は代理者は、包括原許可情報の内容の変更の申請(以下「電子包括許可情報の変更申請」という。)をしようとするときは、包括原許可情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る変更可能な項目のうち変更が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。当該変更の電子申請の取扱いは、一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可の申請の種類に応じ(1)、(2)又は(3)に規定するところに準ずるものとする。ただし、17(1)の規定により分割交付された一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可証、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可証、特定包括輸出許可証又は特定包括輸出・役務取引許可証(以下「分割許可証」という。)を有する場合にあっては分割許可証の写しを当該電子申請の受付窓口提出若しくは分割許可証に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(略)

9 (略)

10 輸出許可条件又は役務取引許可条件の履行報告

(1) 履行報告に関する電子申請の受付事務は、当該輸出許可又は役務取引許可の許可事務を行った経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。

(2)～(4) (略)

(5) 申請者本人又は代理者は、履行報告の電子申請が受理されてから専用電子計算機に履行報告情報が記録されるまでに報告内容の修正を行う場合は、当該項目の属性及び文字数に従って修正し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

1.1 バーゼル移動書類の交付に係る電子申請の手続

- (1) バーゼル移動書類の交付に関する電子申請の受付事務は、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課が行う。
- (2) 申請者本人又は代理者は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手したバーゼル移動書類交付申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、入力すべき情報の文字数が当該項目の文字数を超える場合には、当該文字数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。
- (3) (2)に規定する必須申請項目のうち、入力すべき情報が存在しない項目がある場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「-（半角ハイフン）」を入力するものとする。
- (4) 申請者本人又は代理者は、必要に応じ、申請項目通達に規定する申請項目のうち任意申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

1.2 再輸出・再販売等に関する事前同意相談

- (1) 事前同意相談に関する電子申請の受付事務は、当該輸出許可又は役務取引許可の許可事務を行った経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。
- (2) ~ (5) (略)

1.3 電子申請の取下げ申請手続

- (1) ~ (3) (略)

1.4 経済産業大臣の許可等手続

- (1) 経済産業大臣は5から9までに規定する電子申請の許可、承認、割当て又は確認を行ったときは、専用電子計算機に備えられたファイルに許可番号、承認番号、割当証明書番号又は確認番号及び電子許可等情報、電子承認・割当・確認情報、電子役務取引許可情報又は電子包括許可情報（以下「電子許可等情報等」という。）を記録するものとする。ただし、1.5 (1) ②若しくは③、1.5 (2) ②若しくは③、1.6 (1) ②若しくは③、1.6 (2) ②若しくは③又は1.7 (1) ②若しくは③の規定により書面による交付を希望した電子申請にあっては、電子許可等情報等の記録は行わないものとする。なお、9に規定する包括承認申請については、書面による一般包括承認証及び特定包括承認証の交付は行わない。
- (2) (1)の場合において、経済産業大臣は申請者本人並びに代理者又は特定代

(新設)

1.1 再輸出・再販売等に関する事前同意相談

- (1) 事前同意相談に関する電子申請の受付事務は、当該輸出許可又は役務取引許可の許可事務を行った経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。
- (2) ~ (5) (略)

1.2 電子申請の取下げ申請手続

- (1) ~ (3) (略)

1.3 経済産業大臣の許可等手続

- (1) 経済産業大臣は5から9までに規定する電子申請の許可、承認、割当て又は確認を行ったときは、専用電子計算機に備えられたファイルに許可番号、承認番号、割当証明書番号又は確認番号及び電子許可等情報、電子承認・割当・確認情報、電子役務取引許可情報又は電子包括許可情報（以下「電子許可等情報等」という。）を記録するものとする。ただし、1.4 (1) ②若しくは③、1.4 (2) ②若しくは③、1.5 (1) ②若しくは③、1.5 (2) ②若しくは③又は1.6 (1) ②若しくは③の規定により書面による交付を希望した電子申請にあっては、電子許可等情報等の記録は行わないものとする。なお、9に規定する包括承認申請については、書面による一般包括承認証及び特定包括承認証の交付は行わない。
- (2) (1)の場合において、経済産業大臣は申請者本人並びに代理者又は特定代

理者に対して、専用電子計算機に備えられたファイルに情報が記録された旨を電子メールで通知するものとする。

1.5 輸出許可証又は輸出承認証の交付等

(1) 輸出許可証又は輸出承認証の交付

① 1.4の規定にかかわらず、経済産業大臣は、5 (1)、(2)、又は(3)のいずれかに規定する電子申請を許可又は承認したときは、申請者本人、代理人又は特定代理者の求めに応じ、輸出規則第1条の2第5項の規定に基づき、同規則別表第3で定める輸出許可証又は同規則別表第4で定める輸出承認証(以下「輸出許可証等」という。)を交付するものとする。

②～⑤ (略)

(2) 輸出許可証等の分割交付

① 1.4の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人、代理人又は特定代理者の求めに応じ、(1)①の規定による輸出許可証等を分割して交付することができる。

②～⑦ (略)

(3) 輸出許可証等の部分交付

① 1.4の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人、代理人又は特定代理者の求めに応じ、許可又は承認した貨物の数量のうち一部について輸出許可証等を交付すること(以下「輸出許可証等の部分交付」という。)ができる。

②～④ (略)

(4)・(5) (略)

1.6 輸入承認証・輸入割当証明書又は確認書の交付等

(1) 輸入承認証・輸入割当証明書の交付

① 1.4の規定にかかわらず、経済産業大臣は、6 (1)又は(3)に規定する電子申請を承認又は割当てをしたときは、申請者本人又は代理人の求めに応じ、輸入規則第2条の2第5項の規定に基づき、同規則別表第2で定める輸入承認証・輸入割当証明書(以下「輸入承認証・輸入割当証明書」という。)を交付するものとする。

②～⑤ (略)

(2) 確認書の交付

① 1.4の規定にかかわらず、経済産業大臣は、6 (2)に規定する電子申請を確認したときは、申請者本人又は代理人の求めに応じ、輸入公表三の7に

理者に対して、専用電子計算機に備えられたファイルに情報が記録された旨を電子メールで通知するものとする。

1.4 輸出許可証又は輸出承認証の交付等

(1) 輸出許可証又は輸出承認証の交付

① 1.3の規定にかかわらず、経済産業大臣は、5 (1)、(2)、又は(3)のいずれかに規定する電子申請を許可又は承認したときは、申請者本人、代理人又は特定代理者の求めに応じ、輸出規則第1条の2第5項の規定に基づき、同規則別表第3で定める輸出許可証又は同規則別表第4で定める輸出承認証(以下「輸出許可証等」という。)を交付するものとする。

②～⑤ (略)

(2) 輸出許可証等の分割交付

① 1.3の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人、代理人又は特定代理者の求めに応じ、(1)①の規定による輸出許可証等を分割して交付することができる。

②～⑦ (略)

(3) 輸出許可証等の部分交付

① 1.3の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人、代理人又は特定代理者の求めに応じ、許可又は承認した貨物の数量のうち一部について輸出許可証等を交付すること(以下「輸出許可証等の部分交付」という。)ができる。

②～④ (略)

(4)～(5) (略)

1.5 輸入承認証・輸入割当証明書又は確認書の交付等

(1) 輸入承認証・輸入割当証明書の交付

① 1.3の規定にかかわらず、経済産業大臣は、6 (1)又は(3)に規定する電子申請を承認又は割当てをしたときは、申請者本人又は代理人の求めに応じ、輸入規則第2条の2第5項の規定に基づき、同規則別表第2で定める輸入承認証・輸入割当証明書(以下「輸入承認証・輸入割当証明書」という。)を交付するものとする。

②～⑤ (略)

(2) 確認書の交付

① 1.3の規定にかかわらず、経済産業大臣は、6 (2)に規定する電子申請を確認したときは、申請者本人又は代理人の求めに応じ、輸入公表三の7に

係る貨物（めろに限る。）の確認にあつては別紙様式第8による確認書を、輸入公表三の7に係る貨物（ワシントン条約に係る貨物及び種の保存法に係る貨物に限る。）の確認にあつては別紙様式第9による確認書を、輸入公表三の7に係る貨物（オゾンに限る。）の確認にあつては別紙様式第10による確認書を、輸入公表三の7に係る貨物（冷凍のかにに限る。）の確認にあつては別紙様式第11による確認書（以下「確認書」という。）を交付するものとする。

②～⑤（略）

(3)・(4)（略）

1.7 役務取引許可証の交付

(1) 役務取引許可証の交付

① 1.4の規定にかかわらず、経済産業大臣は、7(1)又は(2)に規定する電子申請を許可したときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、貿易外省令第1条の2第5項又は第2条の2第4項の規定に基づき、同省令別紙様式第6の2で定める役務取引許可証（以下「役務取引許可証」という。）を交付するものとする。

(略)

1.8 包括輸出許可証の分割交付

(1) 包括輸出許可証の分割

① 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、1.4(1)の規定による電子包括許可情報を別紙様式第1による一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証、別紙様式第2による特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証、別紙様式第6による特定包括輸出許可証、別紙様式第6の2による特定包括輸出・役務取引許可証（以下「包括輸出許可証」という。）に分割して交付することができる。

(2)（略）

1.9 電子申請の対象外手続

(略)

2.0 申請受付時間

(略)

2.1 受付窓口

係る貨物（めろに限る。）の確認にあつては別紙様式第8による確認書を、輸入公表三の7に係る貨物（ワシントン条約に係る貨物及び種の保存法に係る貨物に限る。）の確認にあつては別紙様式第9による確認書を、輸入公表三の7に係る貨物（冷凍のかにに限る。）の確認にあつては別紙様式第10による確認書（以下「確認書」という。）を交付するものとする。

②～⑤（略）

(3)・(4)（略）

1.6 役務取引許可証の交付

(1) 役務取引許可証の交付

① 1.3の規定にかかわらず、経済産業大臣は、7(1)又は(2)に規定する電子申請を許可したときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、貿易外省令第1条の2第5項又は第2条の2第4項の規定に基づき、同省令別紙様式第6の2で定める役務取引許可証（以下「役務取引許可証」という。）を交付するものとする。

(略)

1.7 包括輸出許可証の分割交付

(1) 包括輸出許可証の分割

① 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、1.3(1)の規定による電子包括許可情報を別紙様式第1による一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証、別紙様式第2による特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証、別紙様式第6による特定包括輸出許可証、別紙様式第6の2による特定包括輸出・役務取引許可証（以下「包括輸出許可証」という。）に分割して交付することができる。

(2)（略）

1.8 電子申請の対象外手続

(略)

1.9 申請受付時間

(略)

2.0 受付窓口

(略)

①～④ (略)

⑤ 経済産業省製造産業局化学物質管理課

⑥～⑭ (略)

(略)

別紙様式第 8

(確認する貨物の名称) を輸入する場合の確認書

(略)

<u>漁獲証明書文書番号</u>	
<u>輸出証明書文書番号</u>	
備考	

II その他

運送方法		船名	
入港予定年月日			
通関予定年月日			
入港予定港			
輸出者の属する国名			
販売予定先			
今後の通関予定			

上記のとおり確認する。

(略)

別紙様式第 9

輸入公表三の 7 に基づく 貨物 (確認する貨物の名称) の輸入に関する確認書

(略)

別紙様式第 10

(略)

①～④ (略)

(新設)

⑤～⑬ (略)

(略)

別紙様式第 8

(確認する貨物の名称) の確認書

(略)

(新設)	
(新設)	
備考	

II その他

運送方法		船名	
入港予定年月日			
通関予定年月日			
入港予定港			
輸出者の属する国名			
販売予定先			
今後の通関予定			

(新設)

(略)

別紙様式第 9

輸入公表三の 7 に基づく 輸入に関する確認書

(略)

(新設)

(確認する物質の名称) の輸入に関する確認書

経済産業大臣 殿

※確認番号 _____
※確認年月日 _____

申請者名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
担当者名 _____
資 格 _____
申請年月日 _____

I 輸入の内容

関税率表 の番号等	商品名	種類及び 規格	数 量	原 産 地	船積地域 及び船積港
			単 価		
			金 額		
備 考					

II その他

輸入しようとする物質について未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとの数量	1. 未使用のもの	
	2. 使用済みのもの	
	3. 再利用されるもの	
	4. 再生されたもの	
組成等商品の内容		
製造される物質名		
通関予定年月		
入港予定港		

製造業者	住所	
	氏名	
売渡先	住所	
	氏名	

上記のとおり確認する。

経済産業大臣の記名押印

資格
記名押印

※通関

税関申告番号 及び申告年月 日	送状数量	送状金額	許可又は承認年 月日及び税関押 印	備考

(注) 当該申請に係る貨物は、確認された年の12月31日まで輸入されるものとする。

別紙様式第 11

(略)

※通関

別紙様式第 10

(略)

※通関

(略)

(注) 1～7 (略)

8 「当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書の番号」及び「有効期限満了日」欄に記載のある確認書は、記載された有効期間満了日を超えない期間に行われる1回の輸入申告についてのみ有効とする。

(略)

(注) 1～7 (略)

(新設)

128	需 要 者 (所 有 者) 1 年 以 内 の 許 可 実 績 の 有 無	●	●	英 数 字	1	0:無 1:有	
129	需 要 者 (所 有 者) 日 系 企 業 資 本 が 50% 以 上 の 有 無	●	●	英 数 字	1	0:無 1:有	
130 ～ 178	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

別表第3 輸出承認申請様式(輸出令別表第2-21の3(麻薬等原材料))の申請項目(特定手続等運用通達5(2)及び(3)関係)

項 番	項 目 名	新 規	訂 正	属 性	文 字 数	備 考	繰 返 回 数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	(略)	
8~32	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
33	支 払 人 支 払 人 名	○	○	日 本 語	60		
34	支 払 人 所 在 地 国 コー	○	○	英 数 字	2	別紙3(国コード表)	

(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	
(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	
128 ～ 176	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

別表第3 輸出承認申請様式(輸出令別表第2-21の3(麻薬等原材料))の申請項目(特定手続等運用通達5(2)及び(3)関係)

項 番	項 目 名	新 規	訂 正	属 性	文 字 数	備 考	繰 返 回 数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8	申 請 担 当 者 FAX	○	○	英 数 字	20	(略)	
9~33	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
34	支 払 人 支 払 人 名	●	●	日 本 語	60		
35	支 払 人 所 在 地 国 コー	●	●	英 数 字	2	別紙3(国コード表)	

35	ド 支払人 所在地 住所	○	○	日本語	200		
36～99	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

別表第5 輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35の2（バーゼル））の申請項目（特定手続等運用通達5（2）及び（3）関係）

項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
26～29	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	

36	ド 支払人 所在地 住所	●	●	日本語	200		
37～100	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

別表第5 輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35の2（バーゼル））の申請項目（特定手続等運用通達5（2）及び（3）関係）

項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
26	荷受人 事業内容	○	○	日本語	800		
27	荷受人 従業員数	○	○	数字	8		
28	荷受人 資本金額	○	○	数字	18	整数部13桁、小数部5桁 注7	
29	荷受人 資本金通貨コード	○	○	英数字	3	別紙5（通貨コード表）	
30	荷受人 設立年月日	○	○	日付	10	yyyy/mm/dd 注6	
31	荷受人 出資法人名称	○	○	日本語	60		
32	荷受人 出資比率	○	○	日本語	50		
33	荷受人 HP アドレス	○	○	日本語	300		
34～37	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
38	支払人 事業内容	○	○	日本語	800		
39	支払人 従業員数	○	○	数字	8		
40	支払人 資本金額	○	○	数字	18	整数部13桁、小数部5桁 注7	
41	支払人 資本金通貨コード	○	○	英数字	3	別紙5（通貨コード表）	
42	支払人 設立年月日	○	○	日付	10	yyyy/mm/dd 注6	

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
30～54	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
55～60	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
61～70	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
71・72	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

別表第6 輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35-3（有害化学物質）及び35の4（特定水銀）の申請項目（特定手続等運用通達5（2）及び（3）関係）

項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	申請担当者	●	●	日本語	40	代理者が電子申請を行う場合は、「部署名」に社名、部署名	

43	支払人 出資法人名	○	○	日本語	60		
44	支払人 出資比率	○	○	日本語	50		
45	支払人 HP アドレス	○	○	日本語	300		
46～70	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
71	申請理由	○	○	日本語	1000		
72～77	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
78	需要者 事業内容	○	○	日本語	800		
79	需要者 従業員数	○	○	数字	8		
80	需要者 資本金額	○	○	数字	18	整数部 13桁、小数部 5桁 注7	
81	需要者 資本金通貨コード	○	○	英数字	3	別紙5（通貨コード表）	
82	需要者 設立年月日	○	○	日付	10	yyyy/mm/dd 注6	
83	需要者 出資法人名称	○	○	日本語	60		
84	需要者 出資比率	○	○	日本語	50		
85	需要者 HP アドレス	○	○	日本語	300		
86～95	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
96	希望有効期限	○	○	日付	10	yyyy/mm/dd 注6	
97・98	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)

別表第6 輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35-3（有害化学物質）及び35の4（特定水銀）の申請項目（特定手続等運用通達5（2）及び（3）関係）

項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	申請担当者	●	●	日本語	40	代理者が電子申請を行う場合は、「部署名」に社名、部署名	

	部署名						を入力し、担当者の連絡先を入力すること。また、申請者が個人の場合は、「部署名」に「個人」と入力し、連絡先を入力すること。 <u>申請担当者メールアドレスは、「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意</u>
6	申請担当者氏名	●	●	日本語	40		
7	申請担当者電話番号	●	●	英数字	20		
8	申請担当者FAX	■	■	英数字	20		
9	申請担当者メールアドレス	●	●	英数字	100		
10～12 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
13	買主電話番号	■	■	英数字	20		<u>「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意</u>
14	買主FAX	■	■	英数字	20		<u>「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意</u>
15	買主メールアドレス	■	■	英数字	100		<u>「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意</u>
16	買主事業内容	■	■	日本語	800		<u>「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意</u>
17～26 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
27	荷受人電話番号	■	■	英数字	20		<u>「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意</u>
28	荷受人FAX	■	■	英数字	20		<u>「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意</u>
29	荷受人事業内容	■	■	日本語	800		<u>「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意</u>
30～36 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
37	支払人支払人名	○	○	日本語	60		

(略)

(略)

	部署名						を入力し、担当者の連絡先を入力すること。また、申請者が個人の場合は、「部署名」に「個人」と入力し、連絡先を入力すること。
6	申請担当者氏名	●	●	日本語	40		
7	申請担当者電話番号	●	●	英数字	20		
8	申請担当者FAX	○	○	英数字	20		
9	申請担当者メールアドレス	●	●	英数字	100		
10～12 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
13	買主電話番号	○	○	英数字	20		<u>(新設)</u>
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<u>(新設)</u>
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<u>(新設)</u>
14	買主事業内容	○	○	日本語	800		<u>(新設)</u>
15～24 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
25	荷受人電話番号	○	○	英数字	20		<u>(新設)</u>
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<u>(新設)</u>
26	荷受人事業内容	○	○	日本語	800		<u>(新設)</u>
27～33 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
34	支払人支払人名	●	●	日本語	60		

(略)

(略)

38	支払人所在地国コード	○	○	英数字	2	別紙3 (国コード表)	
39	支払人所在地住所	○	○	日本語	200		
40~48	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
49	中間取引者中間取引者名	■	■	日本語	60	「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意	10
50	中間取引者所在地国コード	■	■	英数字	2	「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意	
51	中間取引者所在地住所	■	■	日本語	200	「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意	
52	中間取引者事業内容	■	■	日本語	800	「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意	
53~60	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
61	取引明細当該貨物の外観及び荷姿	■	■	日本語	60	「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意	
62	取引明細当該貨物(含有物については規制物質)のIUPAC名	■	■	日本語	60	含有物の場合は、規制物質のIUPAC名。「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意	
63	取引明細当	■	■	日本語	60	「規制貨物の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必	

35	支払人所在地国コード	●	●	英数字	2	別紙3 (国コード表)	
36	支払人所在地住所	●	●	日本語	200		
37~45	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
46~53	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
54	取引明細当該貨物の外観及び荷姿	●	●	日本語	60	(新設)	
55	取引明細当該貨物(含有物については規制物質)のIUPAC名	●	●	日本語	60	含有物の場合は、規制物質のIUPAC名	
56	取引明細当	●	●	日本語	60	(新設)	

95	輸出の承認要件に適合するとした具体的説明	■	■	日本語	1000	「規制物質の分類」が「09」の場合は必須、それ以外は任意
96	訂正理由	-	●	日本語	1000	訂正申請のみ入力可
97～99	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
100	需要者電話番号	■	■	英数字	20	「規制物質の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意
101	需要者FAX	■	■	英数字	20	「規制物質の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意
102	需要者メールアドレス	■	■	英数字	100	「規制物質の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意
103	需要者事業内容	■	■	日本語	800	「規制物質の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意
104～110	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
111	需要者保管場所所在地	■	■	日本語	200	「規制物質の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意
112	最終需要者使用予定工場名	■	■	日本語	100	「規制物質の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意
113	最終需要者使用予定工場所在地	■	■	日本語	300	「規制物質の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意
114	最終需要者受入予定年月日	■	■	日本語	40	「規制物質の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意
115	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
86	訂正理由	-	○	日本語	1000	訂正申請のみ入力可
87～89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
90	需要者電話番号	○	○	英数字	20	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
91	需要者事業内容	○	○	日本語	800	(新設)
92～98	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
99	最終需要者使用予定工場名	○	○	日本語	100	(新設)
100	最終需要者使用予定工場所在地	○	○	日本語	300	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
101	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
9~12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
13~15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	

9	申請担当者 FAX	○	○	英数字	20	
10~13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
14	買主 電話番号	○	○	英数字	20	
15	買主 事業内容	○	○	日本語	800	
16	買主 従業員数	○	○	数字	8	
17	買主 資本金額	○	○	数字	18	整数部 13桁、小数部 5桁 注7
18	買主 資本金 通貨コード	○	○	英数字	3	別紙 5 (通貨コード表)
19	買主 設立年月日	○	○	日付	10	yyyy/mm/dd 注6
20	買主 出資法人名称	○	○	日本語	60	
21	買主 出資比率	○	○	日本語	50	
22	買主 HPアドレス	○	○	日本語	300	
23~25	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
26	荷受人 電話番号	○	○	英数字	20	
27	荷受人 事業内容	○	○	日本語	800	
28	荷受人 従業員数	○	○	数字	8	
29	荷受人 資本金	○	○	数字	18	整数部 13桁、小数部 5桁 注7

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
16~18	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	

	額						
30	荷受人 資本金 通貨コ ード	○	○	英数字	3	別紙5 (通貨コ ード表)	
31	荷受人 設立年 月日	○	○	日付	10	yyyy/mm/dd 注6	
32	荷受人 出資法 人名称	○	○	日本語	60		
33	荷受人 出資比 率	○	○	日本語	50		
34	荷受人 HPアド レス	○	○	日本語	300		
35~37	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
38	支払人 電話番 号	○	○	英数字	20		
39	支払人 事業内 容	○	○	日本語	800		
40	支払人 従業員 数	○	○	数字	8		
41	支払人 資本金 額	○	○	数字	18	整数部13桁、小数 部5桁 注7	
42	支払人 資本金 通貨コ ード	○	○	英数字	3	別紙5 (通貨コ ード表)	
43	支払人 設立年 月日	○	○	日付	10	yyyy/mm/dd 注6	
44	支払人 出資法 人名	○	○	日本語	60		

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
19	仕向地国コード	●	●	英数字	2	別紙3 (国コード表)	5
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
20	経由地国コード	●	●	英数字	2	別紙3 (国コード表)	3
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
21~23	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
24~27	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
28	取引明細	■	■	英数字	3	別紙6 (建値コード表) 1明細目は必須、2明細目以降は	

45	支払人出資比率	○	○	日本語	50		
46	支払人HPアドレス	○	○	日本語	300		
47	仕向地国コード	●	●	英数字	2	別紙3 (国コード表)	5
48	仕向地地域名称	○	○	日本語	15		
49	経由地国コード	●	●	英数字	2	別紙3 (国コード表)	3
50	経由地地域名称	○	○	日本語	15		
51~53	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
54	取引明細型及び等級(規格)	○	○	日本語	40		
55	取引明細メーカー名	○	○	日本語	60		
56	取引明細統計品目番号	○	○	英数字	10		
57~60	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
61	取引明細通貨コード	●	●	英数字	3	別紙5 (通貨コード表)	
62	取引明細単価	●	●	数字	18	整数部13桁、小数部5桁 注7	
63	取引明細建	●	●	英数字	3	別紙6 (建値コード表)	

	建 値 コ ド					入力不可	
(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削る)	(削 る)	(削る)	
29	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削る)	(削 る)	(削る)	
30~36	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削る)	(削 る)		
37	訂 正 理由	-	○	日本語	1000	訂正申請のみ入力可	
(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削る)	(削 る)		(削る)
(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削る)	(削 る)	(削る)	
(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削る)	(削 る)		
(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削る)	(削 る)		
(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削る)	(削 る)		
(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削る)	(削 る)		
(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削る)	(削 る)	(削る)	
(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削る)	(削 る)	(削る)	

	値 コ ド						
64	取引明 細 建 値地域 国 コード	○	○	英数字	2	別紙3 (国コード 表)	
65	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
66	取引明 細 合 価	●	●	数字	18	整数部13桁、小数 部5桁 注7	
67~73	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
74	申請理 由	○	○	日本語	1000		
75	訂正理 由	-	○	日本語	1000	訂正申請のみ入力 可	
76	需要者 需要者 名	●	●	日本語	60		10
77	需要者 所在地 国 コード	●	●	英数字	2	別紙3 (国コード 表)	
78	需要者 所在地 住所	●	●	日本語	200		
79	需要者 電話番 号	○	○	英数字	20		
80	需要者 事業内 容	○	○	日本語	800		
81	需要者 従業員 数	○	○	数字	8		
82	需要者 資本金 額	○	○	数字	18	整数部13桁、小数 部5桁 注7	
83	需要者 資本金 通貨コ ード	○	○	英数字	3	別紙5 (通貨コ ード表)	
84	需要者	○	○	日付	10	yyyy/mm/dd 注6	

<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

	<u>設立年月日</u>					
85	<u>需要者 出資法 人名称</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>日本語</u>	<u>60</u>	
86	<u>需要者 出資比 率</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>日本語</u>	<u>50</u>	
87	<u>需要者 HPアド レス</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>日本語</u>	<u>300</u>	
88	<u>最終需 要者 使用予 定工場 名</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>日本語</u>	<u>100</u>	
89	<u>最終需 要者 使用予 定工場 所在地</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>日本語</u>	<u>300</u>	
90	<u>最終需 要者 使用目 的及び 使用方 法</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>日本語</u>	<u>400</u>	
91	<u>最終需 要者 貨物の 用途</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>日本語</u>	<u>800</u>	
92	<u>最終需 要者 貨物名</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>英数字</u>	<u>70</u>	
93	<u>最終需 要者 数量</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>数字</u>	<u>18</u>	<u>整数部 13桁、小数 部 5桁 注7</u>
94	<u>最終需 要者 数量单 位</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>日本語</u>	<u>5</u>	<u>別紙4 (単位コー ド表)</u>
95	<u>最終需 要者</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>数字</u>	<u>18</u>	<u>整数部 13桁、小数 部 5桁 注7</u>

	文)						
23~28	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
29	英文 交付 イメ ージ の希 望有 無	●	●	英数字	1	輸入割当は「0:英文交付イメージ の希望なし」のみ選択可	

(略)

別表第10 輸入承認・割当申請様式の申請項目（特定手続等運用通達6（1）及び（3）関係）

項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
1~10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
11	申請特殊事由コード	○	○	英数字	2	S1:特殊輸入割当 該当する場合のみ設定 する。	
12	割当方式コード	●	●	英数字	1	別紙8（割当方式コード表）	
13	輸出許可書番号	○	○	英数字	20		

21~26	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)

(略)

別表第10 輸入承認・割当申請様式の申請項目（特定手続等運用通達6（1）及び（3）関係）

項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
1~10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
11	割当方式コード	●	●	英数字	1	別紙8（割当方式コード表）	
12	輸出許可書番号	○	○	英数字	20		

14	関税率表番号	●	●	英 数 字	30	申請特殊事由コード「S1」の場合、かつ、 <u>割当方式コード「0：割当方式の省略」</u> の場合は、 <u>入力無効。</u> 申請特殊事由コード「S1」ではない、かつ <u>割当方式コード「0：割当方式の省略」</u> の場合は、 <u>入力必須。</u> 申請特殊事由コード「S1」ではない、かつ <u>割当方式コード「0：割当方式の省略」</u> ではない場合は、 <u>入力不可。</u> <u>注8</u>	7
15	商品名	●	●	日 本 語	150		
16	商品名 (英文)	■	■	英 数 字	300	英文交付イメージの希望有無が「あり」かつ商品名に入力がある場合必須	
17 ～ 21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
22	船積地域 船積港 (英文)	■	■	英 数 字	30	英文交付イメージの希望有無が「あり」かつ船積地域船積港に入力がある場合必須	
23 ・ 24	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
25	単位 (数量用) (英文)	■	■	英 数 字	10	英文交付イメージの希望有無が「あり」かつ単位 (数量用) に入力がある場合必須	
26 ～ 32	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
33	英文交付イメージの希望有無	●	●	英 数 字	1	輸入割当同時承認は「0：英文交付イメージの希望なし」のみ選択可	

13	関税率表番号	●	●	英 数 字	30	<u>注8</u>	7
14	商品名	●	●	日 本 語	150		
(新 設)	(新設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新設)	
15～ 19	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新 設)	(新設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新設)	
20・ 21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(新 設)	(新設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新設)	
22～ 28	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新 設)	(新設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新設)	

(入力注意事項)

注1～4 (略)

注5:「繰返回数」の欄は、繰り返す最大の回数を表す。()付のものは繰り返し回数が0回(未入力)を可とする。※は訂正申請の場合のみ繰返回数は(3)とする。

(略)

別表第11 輸入承認申請様式の申請項目(特定手続等運用通達6(1)及び(3)関係)

項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
8	申請担当者 メールアドレス	●	●	英数字	100		
9	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
10	輸入承認種類区分	●	●	英数字	2	S4:割当後輸入承認 S6:割当無し2の2号承認 S7:割当後輸入承認(割当証明書は書面)	
11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
12	関税率表番号	■	■	英数字	30	「輸入承認種類区分」がS4:割当後輸入承認の場合は入力不要、S6:割当無し2の2号承認の場合は品目コードがWCS1またはWCS2の場合は入力不可、それ以外は必須、S7:割当後輸入承認(割当証明書は書面)の場合は入力無効	7
13	商品名	■	■	日本語	150	「輸入承認種類区分」がS4:割当後輸入承認の場合は入力不要、S6:割当無	

(入力注意事項)

注1～4 (略)

注5:「繰返回数」の欄は、繰り返す最大の回数を表す。()付のものは繰り返し回数が0回(未入力)を可とする。

(略)

別表第11 輸入承認申請様式の申請項目(特定手続等運用通達6(1)及び(3)関係)

項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8	申請担当者 FAX	○	○	英数字	20		
9	申請担当者 メールアドレス	●	●	英数字	100		
10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
11	輸入承認種類区分	●	●	英数字	2	S2:割当後委託輸入承認 S3:割当後輸入2号承認 S4:割当後輸入承認 S6:割当無し2の2号承認	
12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
13	関税率表番号	■	■	英数字	30	「輸入承認種類区分」がS6:割当無し2の2号承認の場合は必須、それ以外は入力無効	7
14	商品名	■	■	日本語	150	「輸入承認種類区分」がS6:割当無し2の2号承認の場合は	

32	英文交付イメージの 希望有無	●	●	英 数 字	1	「輸入承認種類区分」が 「S6: 割当無し2の2号 承認」の場合のみ「1: 書 面ライセンス希望」選択 可、それ以外は「0: 英文 交付イメージの希望なし」 のみ選択可	
----	-------------------	---	---	----------	---	--	--

(略)

別表第12 輸入2号承認申請様式の申請項目（特定手続等運用通達6（1）及び（3）関係）

項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
1～7 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
8～13 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
14	商品名 (英文)	■	■	英数字	300	英文交付イメージの希望有無が「あり」かつ 商品名に入力がある場合必須	
15～19 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
20	船積地 域 船 積 港 (英文)	■	■	英数字	30	英文交付イメージの希望有無が「あり」かつ 船積地域船積港に入力がある場合必須	
21・22 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
23	単位 (数量 用)(英 文)	■	■	英数字	10	英文交付イメージの希望有無が「あり」かつ 単位(数量用)に入力がある場合必須	
24～34 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
35	英文交 付イメ ージの 希望有 無	●	●	英数字	1	輸入2号承認は「0: 英文交付イメージの希望 なし」のみ選択可	

(略)

(新 設)	(新設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新設)	
----------	------	----------	----------	----------	----------	------	--

(略)

別表第12 輸入2号承認申請様式の申請項目（特定手続等運用通達6（1）及び（3）関係）

項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
1～7 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8	申請担 当者 FAX	○	○	英数字	20		
9～14 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
15～19 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
20・21 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
22～32 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

(略)

別表第15 事前確認申請様式（輸入公表三の7に基づく貨物（オゾン））の申請項目（特定手続等運用通達6（2）及び（3）関係）

（新設）

項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
1	申請窓口コード	●	●	英数字	3	別紙1（部署コード表）	
2	委任パスワード	○	○	英数字	32	代理者による電子申請を行う場合に、申請者本人から連絡を受けた委任用パスワードを入力すること。	
3	申請者区分	●	●	英数字	1	別紙2（申請者区分コード表） 1:本人 2:代理 3:委任 4:連名	5
4	申請者コード	●	●	英数字	8	NACCS 利用者 ID（利用者コード（5桁）＋識別番号（3桁））	
5	申請担当者 部署名	●	●	日本語	40	代理者が電子申請を行う場合は、「部署名」に社名、部署名を入力し、担当者の連絡先を入力すること。また、申請者が個人の場合は、「部署名」に「個人」と入力し、連絡先を入力すること。	
6	申請担当者 氏名	●	●	日本語	40		
7	申請担当者 電話番号	●	●	英数字	20		
8	申請担当者 FAX	○	○	英数字	20		
9	申請担当者 メールアドレス	●	●	英数字	100		
10	品目コード	●	●	英数字	4	別紙7（品目コード表）	
11	関税率表番号	●	●	英数字	15	注8	3
12	商品名	●	●	日本語	50		
13	種類及び規格	●	●	日本語	20		
14	数量	●	●	数字	18	整数部13桁、小数部5桁 注7	
15	数量単位	●	●	英数字	5	「KG」固定	
16	単価	●	●	数字	18	整数部13桁、小数部5桁 注7	
17	通貨コード	●	●	英数字	3	別紙5	
18	金額	●	●	英数字	18	整数部13桁、小数部5桁 注7	
19	原産地 国コード	●	●	英数字	2	別紙3（国コード表）	
20	船積地域 国コード	●	●	英数字	2	別紙3（国コード表）	3
21	船積地域 船積港	●	●	日本語	15		
22	備考欄	○	○	日本語	600		
23	申請理由、訂正理由	○	○	日本語	600		
24	貨物 未使用のものの数量	■	■	日本語	20		
25	貨物 使用済みのもの	■	■	日本語	20		

	の数量					
26	貨物 再利用されるもの の数量	■	■	日本語	20	
27	貨物 再生されたもの の数量	■	■	日本語	20	
28	組成等商品の内容	●	●	日本語	50	
29	製造される物質名	■	■	日本語	30	
30	通関予定年月日開始	●	●	日付		注 6
31	通関予定年月日終了	●	●	日付		注 6
32	入港予定港	●	●	日本語	30	
33	製造業者 製造業者名	●	●	日本語	60	
34	製造業者 住所	●	●	日本語	200	
35	売渡先 売渡先名	●	●	日本語	60	3
36	売渡先 住所	●	●	日本語	200	
37	紙交付希望の有無	●	●	英数字	1	0: 電子ライセンス希望 1: 書面ライセンス希望

〈入力注意事項〉

注 1: 各申請項目の入力すべき内容については、以下の注意事項によるほか、特定
手続等が書面の提出により行われる場合に適用される通達等によるものとする。

注 2: 「新規」、「訂正」の欄中、●は必須申請項目とし、■は条件付きの必須・任意・
入力不可申請項目とし、○は任意申請項目とする。

注 3: 「文字数」の欄の数字は、対応する項目の属性で入力できる最大文字数である。
「属性」の欄の英数字は、記号を入力可とする。「属性」の欄の日本語は、
全角（機種依存文字は不可）及び半角英数字記号を入力可とする（なお半角
カタカナを除く）。

注 4: 「備考」の欄中、別紙の各コード情報が記載されている申請項目は、当該コ
ード表に基づき入力内容に対応するコードを入力すること。

（別紙 4 の単位コード表については、可能な限り当該コード表中の数量単位
コードを入力することとし、当該コード表にない単位の場合は、各項目の属
性及び文字数に従って単位を入力すること。）

注 5: 「繰回数」の欄は、繰り返す最大の回数を表す。（）付のものは繰り返し
回数が 0 回（未入力）を可とする。

注 6: 月及び日は、1 月の場合は“01”のように必ず 2 桁で入力すること。

注 7: 整数部と小数部の間は「.（ピリオド）」を入力すること。整数部の 3 桁ご
との「,（カンマ）」は入力しないこと（ピリオドは文字数に含まない）。

注 8: 関税率表番号の文字数が 15 文字を超える場合は、備考欄に入力すること。

（新設）

別表第 1 6 ～別表第 2 1 (略)
(略)

別表第 2 2 バーゼル移動書類交付申請様式の申請項目 (特定手続等運用通達 1 1 関係)

項番	項目名	必須の別	属性	文字数	備考	繰返回数
1	移動書類交付対象承認番号	●	英数字	25		
2	申請担当者 部署名	●	日本語	40	代理者が電子申請を行う場合は、「部署名」に社名、部署名を入力し、担当者の連絡先を入力すること。また、申請者が個人の場合は、「部署名」に「個人」と入力し、連絡先を入力すること。	
3	申請担当者 氏名	●	日本語	40		
4	申請担当者 電話番号	●	英数字	20		
5	申請担当者 FAX	○	英数字	20		
6	申請担当者 メールアドレス	●	英数字	100		
7	備考	○	日本語	400		

〈入力注意事項〉

注 1: 各申請項目の入力すべき内容については、以下の注意事項によるほか、特定手続等が書面の提出により行われる場合に適用される通達等によるものとする。

注 2: 「必須の別」の欄中、●は必須申請項目とし、○は任意申請項目とする。

注 3: 「文字数」の欄の数字は、対応する項目の属性で入力できる最大文字数である。「属性」の欄の英数字は、記号を入力可とする。「属性」の欄の日本語は、全角 (機種依存文字は不可) 及び半角英数字記号を入力可とする (なお半角カタカナを除く)。

別表第 2 3 ～別表第 2 6 (略)
(略)

別表第 1 5 ～別表第 2 0 (略)
(略)

(新設)

別表第 2 1 ～別表第 2 4 (略)
(略)

別紙1 部署コード表

<輸入申請関連の部署コード>

部署コード	部署名
(略)	(略)
SAF	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
BCS	経済産業省製造産業局化学物質管理課
SAP	北海道経済産業局総務企画部国際課
(略)	(略)

別紙4 単位コード表

数量 単位 コード	数量単位名称
NO	個. 本. 枚. 頭. 羽. 匹. 台. 両. 機. 隻. 着
PC	個 (Pieces)
ST	組 (Sets)
GR	グラム
KG	キログラム
MT	トン
ML	ミリリットル
L	リットル
KL	キロリットル
M	メートル
SM	平方メートル
CM	立方メートル
DZ	ダース
GS	グロス
PR	足. 対 (Pair)
TH	千本. 千枚
CT	カラット

別紙1 部署コード表

<輸入申請関連の部署コード>

部署コード	部署名
(略)	(略)
SAF	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
(新設)	(新設)
SAP	北海道経済産業局総務企画部国際課
(略)	(略)

別紙4 単位コード表

数量 単位 コード	名称	種類	備考
NO	RAW NUMBER	個数	個. 本. 枚. 頭. 羽. 匹. 台. 両. 機. 隻. 着
ST	SETS	個数	組
DZ	DOZEN	個数	ダース
GS	GROSS	個数	グロス
TH	IN THOUSANDS	個数	千本. 千枚
PC	PIECES	個数	個. 枚
PR	PAIR	個数	足. 対
M	METRES	長さ	メートル
FT	FEET	長さ	フィート
YD	YARDS	長さ	ヤード
SM	SQUARE METRES	面積	平方メートル
SF	SQUARE FEET	面積	平方フィート
SY	SQUARE YARDS	面積	平方ヤード
GR	GRAMMES	質量	グラム
GRDW	GRAMMES BY DRY WEIGHT	質量	グラム (乾燥重量)
GRIC	GRAMMES INCLUDING CONTAINERS	質量	グラム (容器とも)
GRII	GRAMMES INCLUDING INNER PACKINGS	質量	グラム (内装とも)
GRMC	GRAMMES BY METAL CONTENT	質量	グラム (金属含有量)
KG	KILO-GRAMMES	質量	キログラム
KGDW	KILO-GRAMMES BY DRY WEIGHT	質量	キログラム (乾燥重量)

<u>DT</u>	<u>排水トン数</u>
<u>GT</u>	<u>総トン数</u>

別紙第6 建値コード表

建値コード	名 称
(略)	(略)
<u>DUP</u>	<u>荷卸込持込渡し</u>
DAT	ターミナル持込渡し

<u>KGIC</u>	<u>KILO-GRAMMES INCLUDING CONTAINERS</u>	質量	キログラム (容器とも)
<u>KGII</u>	<u>KILO-GRAMMES INCLUDING INNER PACKINGS</u>	質量	キログラム (内装とも)
<u>KGMC</u>	<u>KILO-GRAMMES BY METAL CONTENT</u>	質量	キログラム (金属含有量)
<u>MT</u>	<u>METRIC-TONS</u>	質量	トン
<u>MTDW</u>	<u>METRIC-TONS BY DRY WEIGHT</u>	質量	トン (乾燥重量)
<u>MTIC</u>	<u>METRIC-TONS INCLUDING CONTAINERS</u>	質量	トン (容器とも)
<u>MTII</u>	<u>METRIC-TONS INCLUDING INNER PACKINGS</u>	質量	トン (内装とも)
<u>MTMC</u>	<u>METRIC-TONS BY METAL CONTENT</u>	質量	トン (金属含有量)
<u>OZ</u>	<u>OUNCE</u>	質量	オンス
<u>OZDW</u>	<u>OUNCE BY DRY WEIGHT</u>	質量	オンス (乾燥重量)
<u>OZIC</u>	<u>OUNCE INCLUDING CONTAINERS</u>	質量	オンス (容器とも)
<u>OZII</u>	<u>OUNCE INCLUDING INNER PACKINGS</u>	質量	オンス (内装とも)
<u>OZMC</u>	<u>OUNCE BY METAL CONTENT</u>	質量	オンス (金属含有量)
<u>LB</u>	<u>POUNDS</u>	質量	ポンド
<u>LBDW</u>	<u>POUNDS BY DRY WEIGHT</u>	質量	ポンド (乾燥重量)
<u>LBIC</u>	<u>POUNDS INCLUDING CONTAINERS</u>	質量	ポンド (容器とも)
<u>LBII</u>	<u>POUNDS INCLUDING INNER PACKINGS</u>	質量	ポンド (内装とも)
<u>LBMC</u>	<u>POUNDS BY METAL CONTENT</u>	質量	ポンド (金属含有量)
<u>SHTG</u>	<u>SHORT TON</u>	質量	ショートトン
<u>LT</u>	<u>LONG TON</u>	質量	ロングトン
<u>DT</u>	<u>DISPLA CEMENT TONNAGE</u>	質量	排水トン数
<u>GT</u>	<u>GROSS TONNAGE FOR VESSELS</u>	質量	総トン数
<u>ML</u>	<u>MILLI-LITRES</u>	体積	ミリリットル
<u>L</u>	<u>LITRES</u>	体積	リットル
<u>KL</u>	<u>KILO-LITRES</u>	体積	キロリットル
<u>CM</u>	<u>CUBIC METRES</u>	体積	立方メートル
<u>CF</u>	<u>CUBIC FEET</u>	体積	立方フィート
<u>CY</u>	<u>CUBIC YARDS</u>	体積	立方ヤード
<u>FLOZ</u>	<u>FLUID OUNCE</u>	体積	液量オンス
<u>TROZ</u>	<u>TROY OUNCE</u>	体積	トロンス
<u>PT</u>	<u>PINTS</u>	体積	パイント
<u>QT</u>	<u>QUARTS</u>	体積	クォーター
<u>GL</u>	<u>WINE GALLONS</u>	体積	ガロン (米)
<u>CT</u>	<u>CARATS</u>	その他	カラット
<u>LC</u>	<u>LACTOSE CONTAINED</u>	その他	乳糖の含有量が10%をこえる%

別紙第6 建値コード表

建値コード	名 称
(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
DAT	ターミナル持込渡し

(略)

(略)

(略)

別紙7 品目コード表

<貿易経済協力局貿易管理部農水産室割当品目>

(略)

<貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課割当品目>

品目	品目コード
(削る)	(削る)
HFC	HFC

(略)

別紙8 割当方式コード表

コード	割当方式名
(略)	(略)
5	需要者割当
4	先着順割当
6	漁業者割当
(略)	(略)

(以下略)

(略)

(略)

(略)

別紙7 品目コード表

<貿易経済協力局貿易管理部農水産室割当品目>

(略)

<貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課割当品目>

品目	品目コード
HCFC	HCFC
HFC	HFC

(略)

別紙8 割当方式コード表

コード	割当方式名
(略)	(略)
5	需要者割当
(新設)	(新設)
6	漁業者割当
(略)	(略)

(以下略)

経 済 産 業 省

20210112貿局第2号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）」（令和2年6月19日付け）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年1月15日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）」の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）」（令和2年6月19日付け）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和3年1月15日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）」（令和2年6月19日付け）

改正後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2. 発行依頼者となることができる者等</p> <p>(1) 発行依頼者となることができる者</p> <p>特定手続等に係る申請者の届出について(平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号、輸入注意事項12第7号、平成12・03・15貿局第2号。以下「申請者届出通達」という。)に規定する手続に従い経済産業大臣に申請者届出を行っている者であれば、申請者届出を行った際に被委任者として届出された者であっても発行依頼者となることができます。</p> <p>なお、(2)の代理者に<u>申請の委任</u>をした本人が発行依頼者となって発行依頼を行わなければなりません。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 依頼に必要な書類等</p> <p>委任用パスワードの発行依頼を行うために必要な書類等は(1)から(3)までに掲げるものです。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委任情報の内容が事実であることを証する委任状(発行依頼者本人<u>の記名を行ったもの</u>)2通(注)</p> <p>(注) (略)</p> <p>削除</p> <p>4. 提出先</p> <p><u>提出は、電子メールにより経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課電子化・効率化推進室に送付してください。</u></p> <p><u>電子メールアドレス : qqfcbj@meti.go.jp</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2. 発行依頼者となることができる者等</p> <p>(1) 発行依頼者となることができる者</p> <p>特定手続等に係る申請者の届出について(平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号、輸入注意事項12第7号、平成12・03・15貿局第2号。以下「申請者届出通達」という。)に規定する手続に従い経済産業大臣に申請者届出を行っている者であれば、申請者届出を行った際に被委任者として届出された者であっても発行依頼者となることができます。</p> <p>なお、(2)の代理者に<u>申請を委任</u>をした本人が発行依頼者となって発行依頼を行わなければなりません。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 依頼に必要な書類等</p> <p>委任用パスワードの発行依頼を行うために必要な書類等は(1)から(3)までに掲げるものです。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委任情報の内容が事実であることを証する委任状(発行依頼者本人<u>による記名のなされているものに限る。</u>)2通(注)</p> <p>(注) (略)</p> <p><u>(3) 返信用の封筒又はレターパック (注)</u></p> <p><u>(注) 1 返信用の封筒にあつては、簡易書留で郵送するために必要な額に相当する返信用切手が貼付され、A列4番の書面を折ることなく入れることのできるものとする。</u></p> <p><u>2 発行依頼者又は委任用パスワード発行依頼書に記載された担当者の住所及び氏名を記載すること。</u></p> <p>4. 提出先 <u>(郵送又は持参)</u></p> <p><u>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課電子化・効率化推進室</u></p> <p><u>〒100-8901</u></p> <p><u>東京都千代田区霞が関1丁目3番1号</u></p> <p>(以下略)</p>